

佐賀県農薬適正使用推進協議会

1. 目的

平成15年度の農薬取締法の改正により、農家等の農薬使用者による農薬の適正使用の一層の徹底が求められている。また、食品衛生法の改正に伴い、平成18年5月からは、「基準が設定されていない農薬等が一定量以上残留する食品の販売等を原則禁止する制度」、いわゆるポジティブリスト制度が導入されることとなっている。

このようなことから、以下の組織で構成する「佐賀県農薬適正使用推進協議会」を設置し、農薬の飛散防止対策等適正使用に関する取組みの推進を図る。

2. 構成

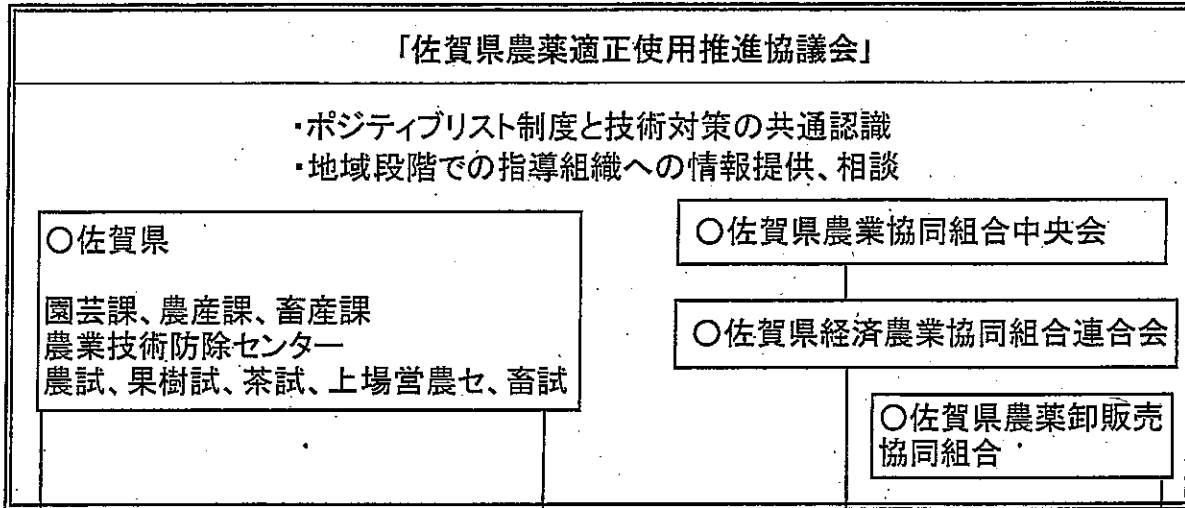
佐賀県	生産振興部 園芸課（環境保全型農業・果樹・野菜・花き特産） 生産振興部 農産課（水田農業推進・普及女性） 生産振興部 畜産課（飼料） 農業技術防除センター（病虫害防除・専門技術） 農業試験研究センター（病虫害農薬研究） 果樹試験場（病虫害研究） 茶業試験場（茶樹研究） 上場営農センター（畜産・果樹研究） 畜産試験場（乳牛・飼料研究）
佐賀県農業協同組合中央会	水田農業対策課
佐賀県経済農業協同組合連合会	コンプライアンス対策室 営農対策課 米穀課 農産課 果樹課 野菜花き課 肥料農薬課 農業機械課
佐賀県農薬卸販売協同組合	

農薬飛散防止対策等の農薬適正使用の推進体制

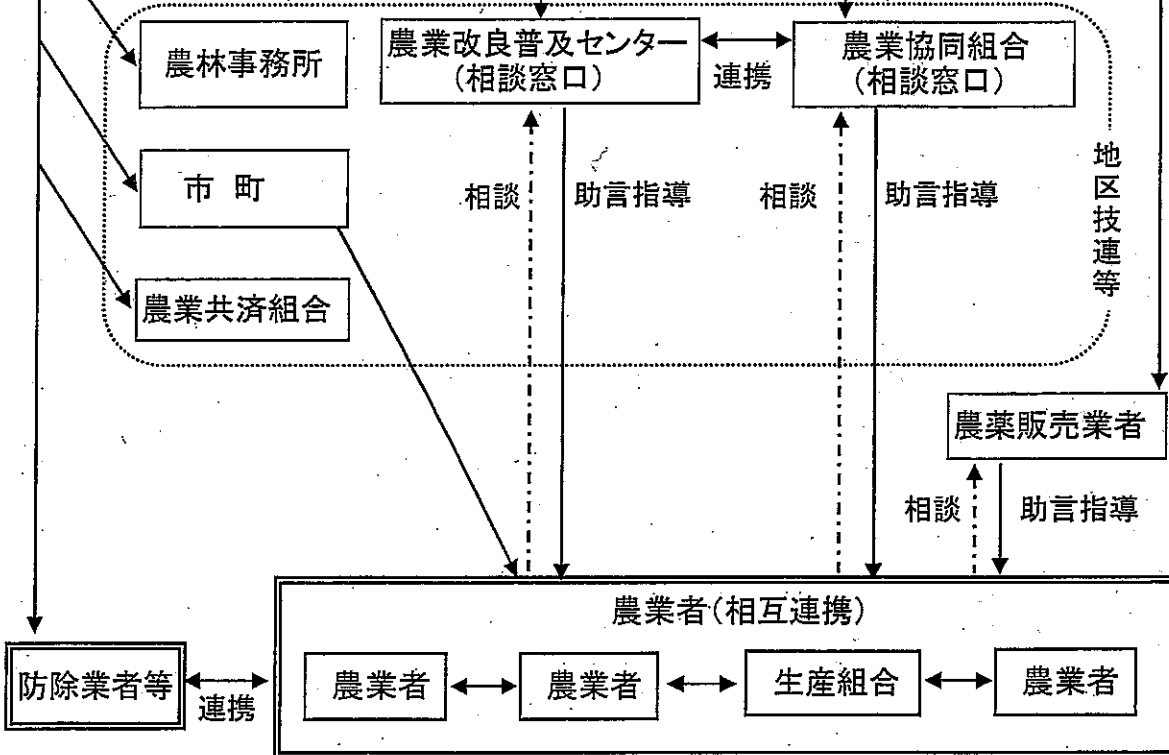
農林水産省、日本植物防疫協会

↓ 情報提供

【県段階】



【地域段階】



地域の取組

- ・ポジティブリスト制度の導入に伴う農薬使用上の問題点の抽出とその対応策の検討
- ・地域の農業者相互の連絡体制の整備、農業者に対する啓発
- ・農薬の飛散を防止するための防除方法の指導
- ・農薬の飛散による影響が懸念される場合の嚴重な飛散防止対策の指導